

E 国民の健康状態

1 保健医療の統計調査

公的統計の体系的かつ効率的な整備およびその有用性の確保を図り、「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へと転換するため、2009（平成 21）年に『統計法』の全面改正が行われた〔2007（平成 19）年 5 月公布、2009（平成 21）年 4 月施行〕。これにより国民がより使いやすいものとなった。

新しい『統計法』の 4 本柱は、①公的統計の体系的・計画的整備の推進、②統計データの有効利用の促進、③統計調査の対象者の秘密の保護の強化、④統計整備の司令塔としての統計委員会の設置である。

また、これまでの指定統計調査、承認統計調査、届出統計調査という分類が廃止され、次のような新たな分類が行われた。

- ① **基幹統計調査**：『統計法』に基づいて行政機関が行う重要な統計で、基幹統計の作成を目的とする統計調査。
- ② **一般統計調査**：国の行政機関が実施する統計調査のうち、基幹統計調査以外のもの（統計法第 19～23 条）。
- ③ **届出統計調査**：都道府県、政令指定都市、日本銀行が実施（統計法第 24～25 条）。

1. 基幹統計調査

業務統計・加工統計を含め、国勢調査によって作成される国勢統計、国民経済計算（SNA）などの行政機関が作成する重要な統計を基幹統計として位置づけ、体系的整備が図れるようにした。**基幹統計調査**は 2015（平成 27）年 3 月現在、55 が指定されている。そのうち保健医療に関連する調査を列挙する（*印を付したものは全数調査）。

1) 国勢調査（人口静態調査）*

国勢調査（人口静態調査）は 5 年ごとの 10 月 1 日時点での**静態統計調査**であり、総務省統計局が行う。1920（大正 9）年を第 1 回とする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、2010（平成 22）年国勢調査は大規模調査であった。人口、人口の地域分布、年齢構成、教育状況、就業状況などに関して調査を行う。

2) 人口動態調査*

人口動態調査は、わが国の人口動態事象を把握し、人口および厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。『戸籍法』で届出が義務づけられている、**出生**、**死亡**、**婚姻**、**離婚**、および『死産の届出に関する規程』による**死産**に関する調査である。市区町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚および死産の届書に基づいて人口動態調査票を作成し、集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行う。

3) 国民生活基礎調査

国民生活基礎調査は毎年実施され、保健、医療、福祉、年金、所得など国民生活の基礎的事項を調査する。3 年ごとの大規模調査と、中間各年の小規模調査を実施する。世帯（乳幼児の日中における保育等の状況、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有

無、公的年金・恩給の受給状況、就業の状況など）、健康（自覚症状、通院、日常生活への影響、健康意識、悩みやストレスの状況、健康診断等の受診状況など）、介護（介護が必要な者の性別と出生年月、要介護度の状況、介護が必要となった原因、居宅サービスの利用状況、おもな介護者の介護時間、家族・親族等と訪問介護事業者によるおもな介護内容など）、所得（所得の種類別金額、所得税等の額、生活意識の状況など）、貯蓄（貯蓄現在高、借入金残高など）について調査する。

4) 患者調査

患者調査は、病院および一般診療所などの医療施設を利用する患者について、その傷病状況などの実態を明らかにすることを目的として、全国から層化無作為抽出した医療施設の患者を客体として 3 年ごとに実施される調査である。性別、出生年月日、患者の住所、入院・外来の種別、受療の状況（推計患者数、受療率、入院患者の状況、退院患者の状況、主要な傷病の総患者数）などが調査項目である。

5) 学校保健統計調査

学校保健統計調査は文部科学省が行う調査である。児童、生徒および幼児の発育および健康状態を明らかにするものであり、毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に実施された『学校保健安全法』による健康診断の結果に基づき、発育状態（身長、体重）と健康状態（栄養状態、脊柱・胸郭の疾病・異常の有無、視力、聴力、眼の疾病・異常の有無、耳鼻咽喉頭疾患・皮膚疾患の有無、歯・口腔の疾病・異常の有無、結核の有無、心臓の疾病・異常の有無、尿、寄生虫卵の有無、その他の疾病・異常の有無および結核に関する検診の結果）の調査を行う。

6) 医療施設調査*

医療施設調査は、全国の医療施設（『医療法』に定める病院・診療所）の分布および整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能、患者の利用状況および従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とした調査である。全医療施設の詳細な実態を把握することを目的とした「**医療施設静態調査**」を 1975（昭和 50）年から 3 年ごとに実施するとともに、医療施設から提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき「**医療施設動態調査**」を毎月実施することとし、現在に至っている。

2. 一般統計調査

一般統計調査とは、国が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものである。2009（平成 21）年 4 月以降いくつかの統計調査が行われているが、新たな『統計法』施行以後まだ行われていない調査も多数ある。参考のため基幹統計調査以外の調査を列挙する（*印を付したものは全数調査）。

1) 国民健康・栄養調査

国民健康・栄養調査は『健康増進法』〔2003（平成 15）年〕に基づき、国民の身体の状態、栄養素等摂取量および生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図ることを目的として毎年行われる。厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室栄養調査係が担当し、身体状況（身長、体重、腹囲、血圧、血液検査、1 日の運動量）、栄養摂取状況（世帯員それぞれの食品摂取量、栄養素等摂取量、欠食・外食等の食事状況）、生活習慣（食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙、歯の健康）を調査する。